# 三田市福祉事務所設置条例新旧対照表

44	1	Ø	/Wm/z
弔	- 1	*	有龄

(所務)

第2条 福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定める援護育成又は更生の措置に関する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

現行

- (1) 社会福祉法の施行に関すること。
- (2) 民生委員法(昭和23年法律第198号)の施行に関すること。
- (3) その他社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認めること。

以下省略

## 第1条 省略

(所務)

第2条 福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定める援護育成又は更生の措置に関する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

改正案

- (1) 社会福祉法の施行に関すること。
- (2) 民生委員法(昭和23年法律第198号)の施行に関すること。
- (3) その他社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認めること。

以下省略

改正案

## 三田市老人等医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行

#### 第1条 省略

(用語の定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)~(8) 省略
  - (9) 母子家庭の母 市内に住所を有する母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律 第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、児童を監護する者 をいう。
  - (10) 父子家庭の父 市内に住所を有する<u>別表第 2 に規定する者</u>で、児童を 監護する者をいう。
  - (11) 遺児 市内に住所を有する別表第3の規定に該当する児童をいう。
  - (12)~(19) 省略
- 第3条~第9条 省略
- 別表第1(第2条関係) 省略
- 別表第2(第2条関係)
  - (1) 配偶者と死別した男子であって現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。) をしていない 者

#### 第1条 省略

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)~(8) 省略
  - (9) 母子家庭の母 市内に住所を有する<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>(昭和 39年法律第129号。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、児童を監護する者をいう。
  - (10) 父子家庭の父 市内に住所を有する<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法第</u>6条第2項に規定する配偶者のない男子で、児童を監護する者をいう。
  - (11) 遺児 市内に住所を有する<u>別表第2</u>の規定に該当する児童をいう。
  - (12)~(19) 省略

第3条~第9条 省略

別表第1(第2条関係) 省略

- (2) 離婚した男子であって現に婚姻をいていない者
- (3) 配偶者の生死が明らかでない男子
- (4) 配偶者から遺棄されている男子
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失って いる男子
- (6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子
- (7) 婚姻によらないで父となった男子であって現に婚姻をしていない者 別表第3(第2条関係)

(1)~(5) 省略

以下省略

別表第2(第2条関係)

(1)~(5) 省略

以下省略

## 三田市職員の特殊勤務手当条例新旧対照表

	三田巾職員の特殊勤務手当条例新旧対照表									
現行					改正案					
第	第1条~第4条 省略				第	第1条~第4条 省略				
別	別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
	種類 支給範囲		支給額			種類	支給範囲                支給額			
	省略				省略					
	社会福祉	(1) 保健師が訪問により保健指導を行ったと	日額	140 円		社会福祉	(1) 保健師が訪問により保健指導を行ったと 日額 140円			
	業務手当	き((2)との併給はしない)				業務手当	き((2)との併給はしない)			
		(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、身					(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、身			
		体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、					体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、			
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律					精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
(昭和 25 年法律第 123 号)、生活保護法(昭和						(昭和 25 年法律第 123 号)、生活保護法(昭和				
		25 年法律第 144 号)、知的障害者福祉法(昭和					25 年法律第 144 号)、知的障害者福祉法(昭和			
		35 年法律第 37 号)、老人福祉法(昭和 38 年法					35 年法律第 37 号)、老人福祉法(昭和 38 年法			
		律第133号)若しくは母子及び寡婦福祉法(昭					律第 133 号) 若しくは母子及び父子並びに寡			
		和 39 年法律第 129 号) に規定する措置等の					婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定す			
		ケースワークに従事したとき					る措置等のケースワークに従事したとき			
	省略						省略			